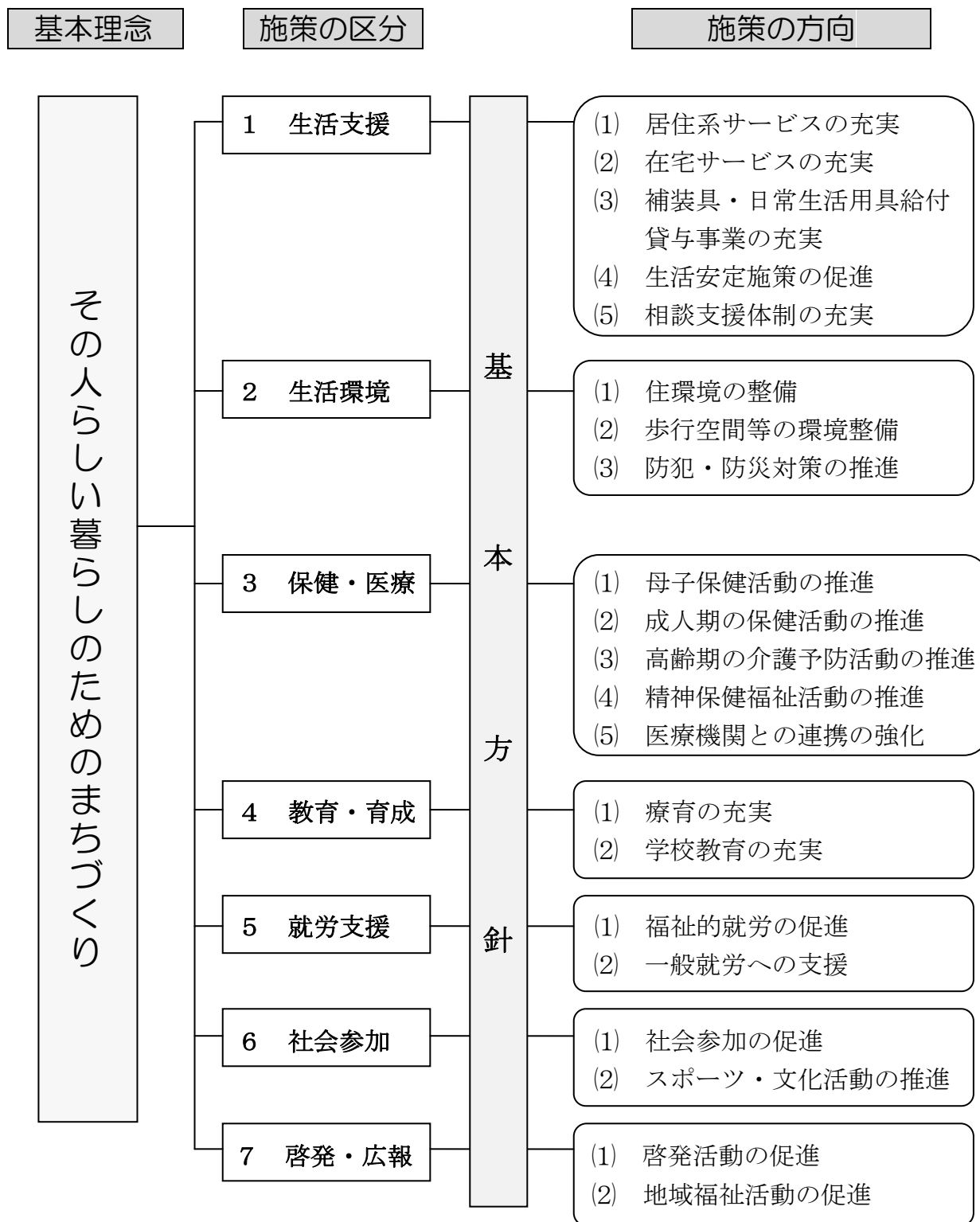


第4 障がい者施策の展開

施策の体系



1 生活支援

現状と課題

平成18年に施行された障害者自立支援法により、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスが、三障がい（身体・知的・精神）共通の制度の中で提供されるしくみに変わり、3年が経過しました。

この間、生活居住の場としては、平成21年4月から知的障がい者入所授産施設である「芦別双葉学園」が新しい事業体系に移行し、通所型の自立訓練事業所「大地」へと変わるなど大きな転換がありました。

これに代表されるように、障がい者の脱施設化や、長期入院の精神障がい者の退院が進められ、市内にも、知的障がい者（社会福祉法人愛和福祉会）や精神障がい者（医療法人仁恵会）のグループホーム（※1用語解説参照）・ケアホーム（※2参照）が増え、地域の中で生活する障がい者が増えてきています。

しかしながら、サービスの提供において、芦別市は過疎化が進む人口規模の小さい都市であり、市内の事業所数では障害者自立支援法の施行により細分化された福祉サービスすべてを提供できる状況にはなく、そのために、市外の事業所との広域連携を強化していくことが今後の課題であります。

生活を維持するためには、生活する場所、生活を営むための技術、経済的基盤が必要であり、それらの充実を図ることが重要となります。そのために、利用者ニーズの把握と、個別対応により積み上げてきた相談及びきめ細やかなサービスの提供を行い、障がい者の自己実現を目指していくことが大切であり、そのための支援・基盤整備など体制の確立が重要といえます。

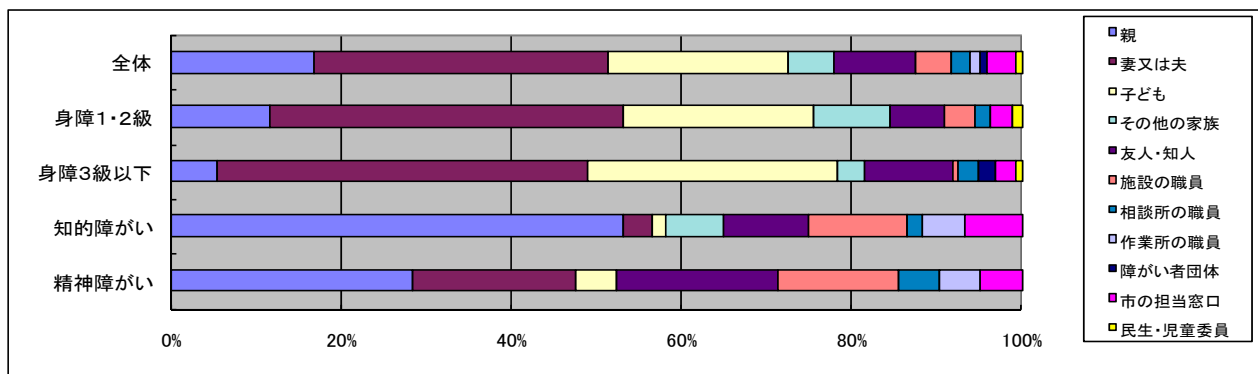
芦別市の障がい福祉サービス事業所

種 別	事 業 所 名
居宅介護及び行動援護	芦別市社会福祉協議会ヘルパーステーション
	社会福祉法人愛和福祉会プラザ芦別
自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人愛和福祉会大地
知的障がい者通所授産施設	社会福祉法人愛和福祉会星の広場
就労継続支援B型事業所	社会福祉法人芦別白光舎
児童デイサービス	芦別市児童デイサービスセンター
精神障がい者地域活動支援センター	NPO法人芦別あゆみ会

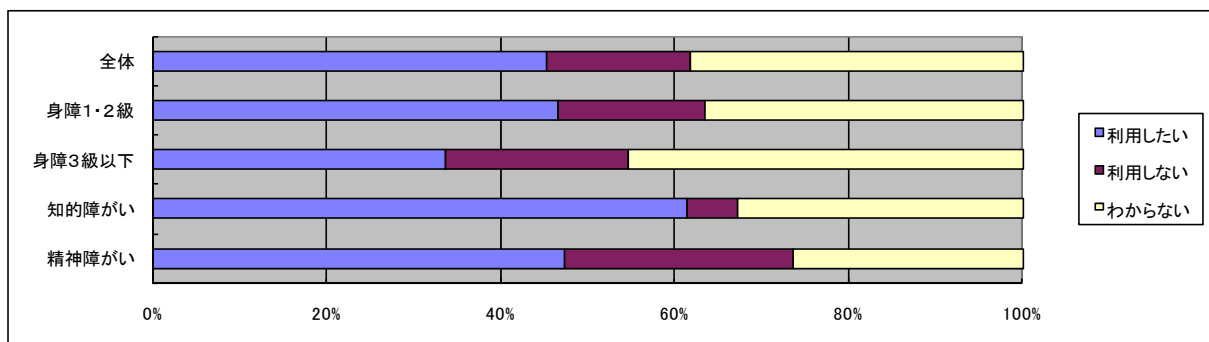
悩みや困ったことがあったとき、誰に相談しますか

【単位：人】

選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
親	60	13	9	32	6
妻又は夫	123	46	71	2	4
子ども	75	25	48	1	1
その他の家族	19	10	5	4	0
友人・知人	34	7	17	6	4
施設の職員	15	4	1	7	3
相談所の職員	8	2	4	1	1
作業所の職員	4	0	0	3	1
障がい者団体	3	0	3	0	0
市の担当窓口	12	3	4	4	1
民生・児童委員	2	1	1	0	0
合計	355	111	163	60	21



各種相談や指導について



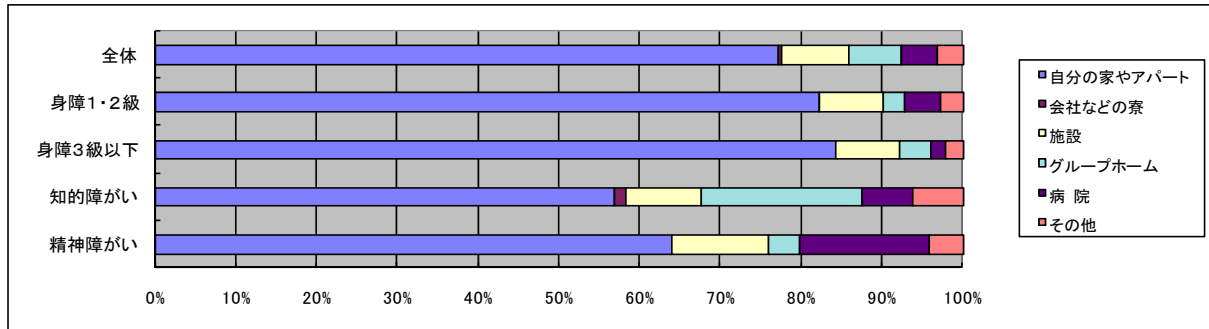
資料：障がい者へのアンケート調査より

○障がい者アンケート調査では、悩みや困ったことがあったとき相談するのは、いずれの障がい種別においても「夫（妻）」、「親」、「子ども」等、身内という回答が多い結果でした。各種相談や指導については、全体では「利用したい」という回答が半数近い結果となりました。

将来どこで暮らしたいですか

【単位：人】

選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
自分の家やアパート	276	93	130	37	16
会社などの寮	1	0	0	1	0
施設	30	9	12	6	3
グループホーム	23	3	6	13	1
病院	16	5	3	4	4
その他	11	3	3	4	1
合計	357	113	154	65	25



資料：障がい者へのアンケート調査より

○将来暮らしたい場所については、「施設」と答えた人が10%に満たないのに対し、「自分の家やアパート」と回答した方が80%弱と大多数を占めており、地域での生活を希望する傾向が強いことがわかります。

基本方針

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、サービスの充実を図り、きめ細やかなサービス提供を図ります。

施策の方向

(1) 居住系サービスの充実

地域での生活が可能で、希望される方に対して、障がいの程度に応じた住まいの確保・提供に努めます。

< 主な事業 >

- グループホーム・ケアホームの利用促進

(2) 在宅サービスの充実

地域で安心して暮らすためには、生活を維持する家事支援や身体介護支援など基本的な生活支援のほか、日中活動の場の確保、外出を安全に行うための支援、聴覚障がい者には手話通訳などコミュニケーションの支援を行うことが必要です。

個々のニーズや障がいの特性、ライフステージに応じた在宅サービスの充実に努めます。

<主な事業>

- 居宅介護事業（家事支援や身体介護支援等のホームヘルプサービス）や訪問入浴事業などのサービス
- 日中活動の場を提供するサービス事業（各種通所事業、地域活動支援センター等）
- コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業等）
- 送迎サービス事業

(3) 補装具・日常生活用具給付、貸与事業の充実

主に身体障がい者に対して、日常生活の利便性を図るため福祉用具の利用を促進し、給付制度の活用に関する情報提供と相談対応の充実に努めます。

<主な事業>

- 日常生活用具の給付
- 補装具の給付
- 車いすの貸出（社会福祉協議会（※3参照））

(4) 生活安定施策の促進

各種手当等の給付・貸付により、生活を支える経済基盤の安定を図ります。

<主な事業>

- 障害年金
- 特別障害者手当・障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 重度心身障害者扶養手当
- 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

(5) 相談支援体制の充実

身近な地域で活動している民生委員児童委員や北海道から委嘱されている身体障害者相談員、知的障害者相談員の存在を身近な相談窓口として、制度の周知を図ります。

また、市における関係所管と一体となった、障がい者の総合相談窓口としての機能を強化し、各関係事業所・医療機関、北海道心身障害者総合相談所、空知ふくしねっと「パーチェ」、空知就業・生活支援センター「ひびき」、北海道空知保健福祉事務所滝川地域保健部（滝川保健所）など専門機関との連携を密に、ニーズに応じた専門的な相談支援体制の確立に努めます。

<主な事業>

- 相談支援体制の強化
- 成年後見人制度の周知

「1 生活支援」における用語解説

※1 グループホーム（共同生活援助）

…共同生活を営むことに支障がない障がい者（主に軽度知的障がい者または精神障がい者）に、共同生活を営む住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

※2 ケアホーム（共同生活介護）

…介護を要する障がい者（主に軽度知的障がい者または精神障がい者）に、共同生活を営む住居において、食事や入浴などの介護または日常生活上の支援を行います。

※3 社会福祉協議会

…社会福祉法の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された法人。都道府県知事や厚生労働大臣の認可を受け、設立の登記をすることによって成立する。



2 生活環境

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加していくためには、社会の中にある種々のバリア（障壁）を取り除いていく必要があります。

住環境における、公営住宅に関しては、「芦別市住宅マスタープラン（※1用語解説参照）」の中に障がい者向けの住宅等の普及が位置づけられ、バリアフリー化を基本として建替が進められています。

住環境においては、平成12年度完成の「緑が丘団地」（3棟102戸）及び平成22年度完成予定の「あけぼの団地」（9棟228戸）では、入口の段差解消、階段の手すりの整備やエレベーターが設置されています。

また、平成20年度には、まちなかに道営住宅（40戸うちシルバーハウジング（※2参照）10戸）が建設される等、利便性の高い住環境が整いつつあります。

公共交通網においては、南北に長い行政区域である本市の特徴から、市街地と生活拠点を結ぶJR・バス等の交通機関は十分とは言えない現状にあります。

路線バスは、平成21年4月より市内民間会社による運行に変更となり、便数は減少しましたが、車いすの乗車可能な仕様の車両が運行されています。

都市基盤としての道路網は、道内有数の改良舗装率を誇る本市ではありますが、老朽化に加え、下水道工事の施工や凍上被害による車道及び歩道の傷みは激しく、また、車道との段差や歩道上の電柱、標識等の存在は、歩行時はもちろんのこと、車いす歩行等に十分な環境とはいえず、その解消は大きな課題となっています。

北海道という地域性から「除雪」は切り離せない環境にあり、本市は近隣市と比較して除排雪状況は高評価を得ていますが、なお、障がい者にとって、冬期間の歩道の確保は大きな課題であります。

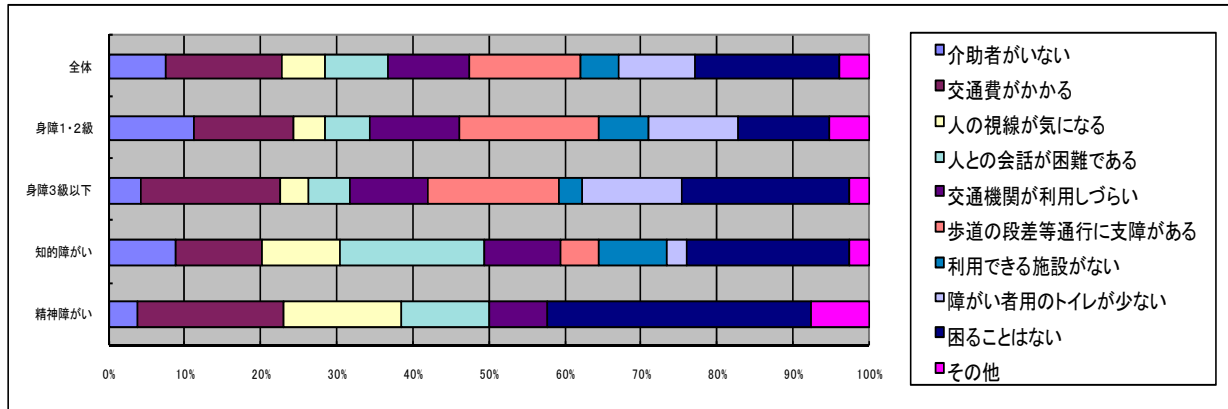
一方、公園については、車いすで入園可能な都市公園、自然公園がある程度整備されており、障がい者用トイレも主要な公園に設置されていますが、都市計画区域内の公園の一部については近隣に公共施設があることなどから、設置されていない所があります。

地域で安心、安全な生活の営みをするうえで、防犯・防災対策はもっとも重要な分野であり、障がい者や高齢者に対する地域ぐるみの声かけ運動による安否確認など、行政と一体となった防災対策の構築が求められています。

芦別市の公園

公園の種類	箇所数	車いすで入園可能な公園数	障がい者トイレ設置公園数
都市公園	40	40	0
自然公園	7	7	3
他の公園	19	1	2
合計	66	48	5

外出するときに困ることは何ですか



資料：障がい者へのアンケート調査より

○外出時に困ることは、「交通費がかかる」が最も多く、次いで「歩道の段差等通行に支障がある」、「障がい者用トイレがない」という回答が多い結果となりました。

記述回答でも、道路の段差解消やバスの便数が少ないことによる不便さ、障がい者等トイレの数が少ないという回答がありました。

基本方針

障がい者が地域で安心して生活し、積極的に社会参加できるよう、バリアフリーな環境の整備に努めます。

施策の方向

(1) 住環境の整備

公営住宅については「住宅マスタープラン」に基づき、安全安心に暮らす住環境づくりを進めていきます。

障がい者が地域の中で、グループ単位で生活するために必要な住宅（グループホーム）確保のため、年次計画的に市有住宅等を提供するなど、生活の場の確保に努めます。

<主な事業>

- 身体障がい者優先入居公営住宅の確保
- バリアフリー対応の公営住宅の整備
- グループホーム・ケアホーム等整備
- 個人住宅の改修費助成事業



《芦別あけぼの団地》

(2) 歩行空間等の環境整備

① 歩行空間のバリアフリー化

歩道と車道の段差解消や、歩行に支障となる歩道上の電柱等の移設などの整備を検討します。公園施設内の段差解消や障がい者用トイレの設置についても検討します。

② 除排雪の充実

冬期間における安心・安全な生活の確保のため、各町内会単位、地域ボランティア等による除排雪への支援が組織的に行われるよう、関係機関の協力を得て推進します。

<主な事業>

- 門口除雪サービス事業の充実
- 在宅福祉サービス事業

③ 公共施設のバリアフリー化

障がい者が利用しやすい施設を目指して、公共施設のバリアフリー化を検討します。

(3) 防犯・防災対策の推進

警察署等と連携し、情報の伝達、意識啓発の高揚に努めるとともに地域ぐるみの活動の推進を図ります。

また、緊急通報システム事業等の充実を図ります。

<主な事業>

- 緊急通報システム事業の充実
- 在宅福祉サービス事業

「2 生活環境」における用語解説

※1 住宅マスタープラン

…市の住宅施策の目標、基本的な施策、住宅供給計画など住宅行政の基本になる事項についての計画。

※2 シルバーハウジング

…高齢者（60歳以上）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅をいう。住宅は、トイレ、浴室等を高齢者の身体状況を考慮した構造とし、緊急通報システムを設置するなど安全面での配慮を行うとともに、生活相談・団らん室を設けるなどの工夫がなされている。

3 保健・医療

現状と課題

障がい者施策の基本は、障がいの発生予防と合わせ、早期発見・早期治療に努め、必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることにあります。

障がいの発生要因については、先天的な要因によるもの、病気によるもの、事故など外傷によるものがあり、中には予防可能なものや、早期発見や療育（※1用語解説参照）・リハビリによりその障がいに起因する生活上の不自由さを軽減することができるものもあります。

予防可能な障がいとしては、脳卒中・糖尿病性腎症（※2参照）などに起因する身体障がいがあります。これについては、生活習慣病（※3参照）の予防が不可欠であり、本市においても、生活習慣病の患者は増加の傾向にあることが大きな課題のひとつです。そのため、健康診査の実施とその事後支援としての個別の家庭訪問に力を入れており、さらに集団を対象とした各種健康教室事業を行っています。

また、障がいの早期発見については、乳幼児健康診断・健康相談事業において、発達及び生活状況の確認・相談を行い、必要時には、療育の場である「児童デイサービス」（※4参照）へとつなげています。

本市の子どもを取り巻く状況としては、核家族化・過疎化が進んでいることから、出生率が大きく減少しており、育児の孤立化が問題化しております。障がいを発見する健診事業を推進するとともに、親同士の交流の場を設け、地域で支え合いながら育児を行う環境づくりが必要といえます。

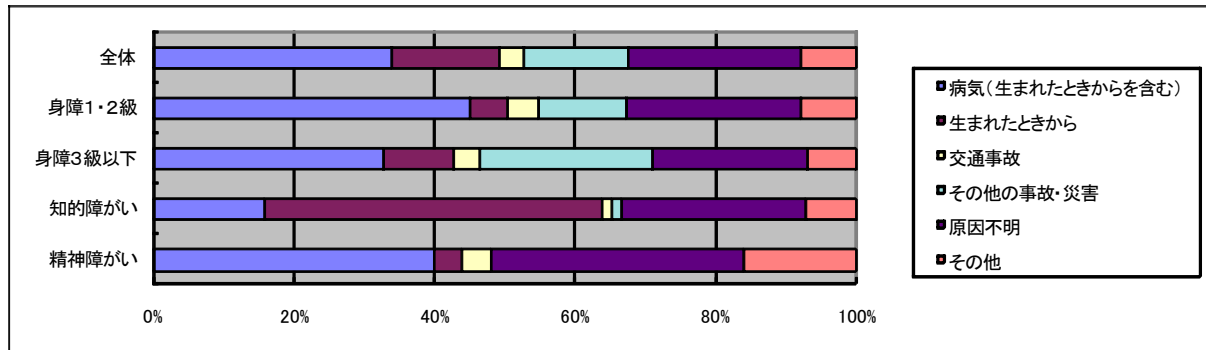
精神障がいに関しては、滝川保健所が主催する「こころの健康相談」が定期的に行われており、必要な方には個別の支援がされています。

障がい者に対する医療は、障がいを軽減すると同時に二次的障がいを防ぐ健康管理としても重要です。

障がいの原因は何ですか

【単位：人】

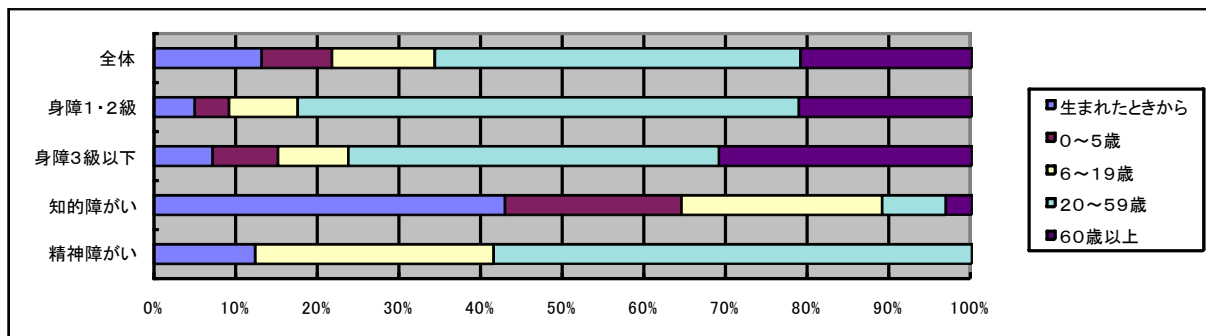
選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
病気(生まれたときからを含む)	124	51	52	11	10
生まれたときから	56	6	16	33	1
交通事故	13	5	6	1	1
その他の事故・災害	54	14	39	1	0
原因不明	90	28	35	18	9
その他	29	9	11	5	4
合計	366	113	159	69	25



障がいを持ったのはいつからですか

【単位：人】

選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
生まれたときから	49	6	12	28	3
0～5歳	32	5	13	14	0
6～19歳	47	10	14	16	7
20～59歳	166	73	74	5	14
60歳以上	77	25	50	2	0
合計	371	119	163	65	24



資料：障がい者へのアンケート調査より

○障がいの原因は身体障がいのある人は、「病気(生まれたときからを含む)」が最も多く、次いで「その他(交通事故以外)の事故・災害」、「原因不明」の順になっています。知的障がいのある人は、「生まれたときから」が、精神障がいのある人は病気(生まれたときからを含む)が最も多くなっています。

また、障がいを持った時期は、身体障がいと精神障がいを持つ人では、いずれも20～59歳との回答が多くなっています。

基本方針

障がいの予防と早期発見に努めるとともに、障がい者が必要に応じ、安心して適切な保健医療サービスを受けられるよう制度の周知や在宅医療の充実を図ります。

施策の方向

(1) 母子保健活動の推進

乳幼児期の各種健診・健康教室・訪問指導を実施し、障がいの発生の予防、または早期発見・早期治療、早期療育へとつなげます。

また、障がい児を抱える保護者への支援を行い、育児に関する不安を軽減します。

<主な事業>

- 妊婦一般健康診査受診票の交付
- パパママ学級
- 妊婦・新生児・乳幼児訪問（家庭訪問）
- 乳幼児健康診査・健康相談
- 股関節脱臼検査

(2) 成人期の保健活動の推進

将来的に障がいを発生する原因となりうる生活習慣病やがんなどの予防・早期発見のための事業を展開し、身体障がいの発生の予防に努めます。特に生活習慣病については、脳卒中による身体の麻痺や、糖尿病性腎症による人工透析（※5参照）、糖尿病性網膜症（※6参照）による視力障がいなどさまざまな障がいの原因となりうるため、保健事業の充実を図ります。

<主な事業>

- 特定健康診査・特定保健指導
- 各種がん、骨粗鬆症、肝炎ウイルス検診
- 家庭訪問による個別の生活習慣改善指導
- 健康教育・健康相談

(3) 高齢期の介護予防活動の推進

加齢による体力・筋力の低下等の心身の衰えにより要介護状態となることを予防するため、介護予防事業を推進します。

<主な事業>

- 介護予防特定高齢者把握事業
- 介護予防一般高齢者事業

(4) 精神保健福祉活動の推進

統合失調症や、うつ病、アルコール依存症など精神疾患に関する相談と個別の支援を行います。

<主な事業>

- こころの健康相談事業（保健所主催）
- 個別家庭訪問・相談事業

(5) 医療機関との連携の強化

障がい者が身近な地域で障がいの軽減や進行防止のため、医療機関との連携強化による適切な支援を行います。

<主な事業>

- 自立支援医療制度（更生医療・精神通院医療・育成医療）
- 重度心身障害者医療費助成制度
- 特定疾病医療、小児慢性特定疾患医療給付制度

「3 保健・医療」における用語解説

※1 療育

…障がいを持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

※2 糖尿病性腎症

…糖尿病の合併症のひとつ。糖尿病のコントロールが悪く、高血糖状態が長年続いた場合に起こる腎機能障害。腎機能が低下し、進行すると透析が必要となる。

※3 生活習慣病

…食生活や喫煙・飲酒・運動不足など生活習慣との関係が大きい病気のこと。がん・心疾患・脳卒中・糖尿病・高血圧などがある。

※4 児童デイサービス

…障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う障がい福祉サービス。

※5 人工透析

…働かなくなった腎臓に代わって、人工的に血液中の毒素をろ過し取り除く治療法。血液透析と腹膜透析の二種類あり、血液透析の場合は、1回4～5時間、週3～4回程度の時間がかかる。

※6 糖尿病性網膜症

…糖尿病の合併症のひとつ。糖尿病のコントロールが悪く、高血糖状態が長年続いた場合におこる目の網膜などの変化による障害。視力低下をきたす。日本の中途失明の多くを占めている。

4 教育・育成

現状と課題

身体的な障がいのほか、発育や発達の遅れなどの障がいのある子どもについては、家庭・地域や医療・福祉・労働等のさまざまな機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じた適切な指導と必要な支援を行うことが求められています。このため、障がいを早期に発見し、必要な療育を行う支援体制の充実が求められています。

また、近年では知的障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症（※1用語解説参照）といった発達障がいを含めた特別支援教育（※2参照）の必要性が求められています。

このため、市内の小中学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心として特別支援教育を推進しているところであり、適切な支援を講ずるため、星槎大学との連携の下、特別支援教育に関する専門的知識をもった教員の養成を進めているところです。

療育事業については、児童デイサービスセンターにおいて、心身に発達の遅れや障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、併設の保育園への並行通園や交流保育等による集団生活への適応訓練などの早期療育を行う支援体制の充実が求められています。

基本方針

障がい児が、将来、社会に出て自立した生活ができるよう早期の段階から障がいの状況と成長段階に応じた適切な指導が必要です。

このため、小中学校においては、障がいの重度・重複化、多様化に対応し、一人ひとりに応じた指導を一層充実していくとともに、特別支援教育の充実を図り、多様な要望にこたえられる支援体制の構築を図ります。

施策の方向

(1) 療育の充実

① 保健・医療・福祉・教育の連携

発達の遅れや障がいのある子どもを早期に発見するため、保健・医療・福祉分野の一層の連携を図ります。

また、専門機関である「道立肢体不自由児総合療育センター」、
「児童相談所」などとの連携も図ります。

② 療育体制の充実

障がいのある子どもの保育・療育のため発達支援センター（※3参照）の充実に努めます。小中学校においては、障がいの状況や程度に応じて特別支援学級を設置するなど、教育環境を整えます。

本市にはない障がい児の遊び場や預かりの場など、施設の整備や体制づくりを推進します。

児童デイサービスなど、各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業について、利用者と事業者との調整を図りながら、個々のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

また、乳幼児については、保育園との交流保育や「遊びの広場」（※4参照）等の子育て支援事業を通じて、親の集団生活に対する意識向上を図るとともに、育児不安の解消に努めます。

療育に関する講演会等を通じて、一般市民の障がい児に対する理解と認識を深めるよう、普及・啓発活動を推進します。

<主な事業>

- 児童デイサービス事業
- 保育園との交流保育事業
- 子育て支援事業（「遊びの広場」、「ピヨピヨひろば」（※5参照）等）

(2) 学校教育の充実

① 相談支援体制

障がいのある児童については、保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、就学前児童を含めた教育相談体制の充実と指導・支援体制の充実を図ります。

② 幼児・義務教育の充実

小中学校においては、障がいの状況や程度に応じた特別支援学級を設置するなど、必要な教育環境を整備します。

また、障がい福祉に関する教職員の研修を適時に実施し、福祉教育に関する意識の啓発を図ります。

言語発達に遅れのある児童に対しては、芦別小学校に設置されている「ことばの教室」（※6参照）を活用し、指導の充実を図ります。

<主な事業>

- 「ことばの教室」の開設

③ 障がいの特性に配慮した教育の充実

児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育を適切に実施していくため、個別の教育支援計画を作成するほか、特別支援教育コーディネーターを中心として、今後も特別支援教育の充実に努めます。

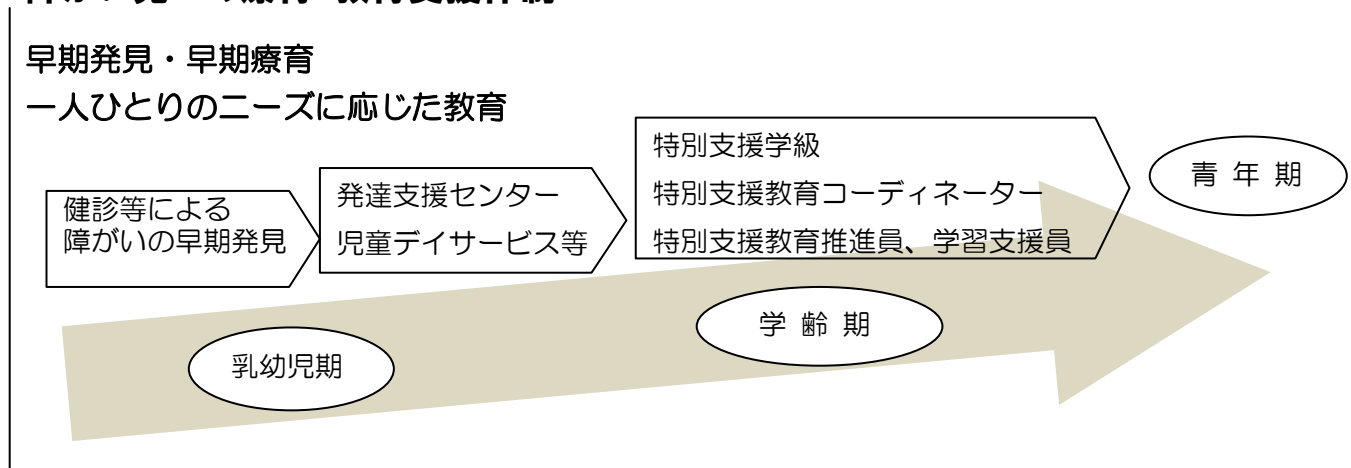
また、通常学級に在籍する学習障がい等の児童生徒や、学習において、つまづき感のある児童生徒への支援を行うため、特別支援教育推進員や学習支援員を配置し、引き続き児童生徒への支援活動を行います。このため、星槎大学の専門的知識の活用など、教員に対する研修・支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある児童生徒については、通常学級との交流授業を通じて、さまざまな経験を広め、社会性を養うとともに、通常学級の児童生徒については、障がい者への理解や思いやりのある態度を育成します。

<主な事業>

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の推進
- 特別支援教育推進員及び学習支援員の配置
- 通常学級との交流授業の実施

障がい児への療育・教育支援体制



「4 教育・育成」における用語解説

※1 高機能自閉症

…3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※2 特別支援教育

…障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※3 発達支援センター

…発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。都道府県・指定都市自ら、または、都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営している。発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っている。

※4 遊びの広場

…子どもと保護者に体操や手遊び、絵本などの遊びを提供している。0歳～就学前の子どもとその保護者が対象。

※5 ピョピョひろば

…子どもの成長の話を聞いたり、赤ちゃん体操やふれあい遊びを通して交流を深める場のこと。1～6カ月の子どもとその保護者が対象。

※6 ことばの教室

…言語の発達に遅れがある児童に対し、個別指導を行っている。

《遊びの広場》

5 就労支援

現状と課題

障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）」の制定により、障がい者の雇用義務の規定や、職業訓練、事業主に対する助成等さまざまな施策が国・道の政策として進められ、多くの成果を上げて来ました。

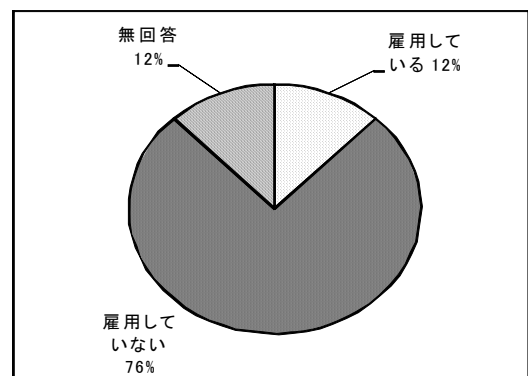
これまでの障がい者に対する就労支援の現状は、「ハローワーク」を中心とした求職、求人情報の提供と各種援助制度の活用によるものか、利用する福祉施設の援助による就労の実現等により図られてきたところでもあります。しかしながら、発達障がい者において、周囲はもとより本人・家族そして働く職場の不理解から、一般就労に飛び込んだものの困難を経験するケースが多くありました。

本市における特徴的な就労支援の状況は、知的障がい者を支援している「社会福祉法人愛和福祉会」においての、職員がジョブコーチ（※1用語解説参照）の資格を取得し障がい者の就労支援にあたっている事例や、企業内事業所の確保・運営による継続就労の実現、福祉的就労の場である、「社会福祉法人芦別白光舎」による就労継続支援B型（※2参照）事業の推進、精神障がい者活動支援センターを運営する「NPO法人芦別あゆみ会」の事業等が挙げられます。

働く意欲を持つ障がい者の就労の実現は、障がい者の働く権利、社会貢献、経済的自立などの視点から重要であり、そのために、個々の能力や障がいの程度に応じた働く場が確保され、就労の継続ができるよう、関係機関との連携や個別支援計画に即した専門的支援など、より実践的な支援策を講じる必要があります。

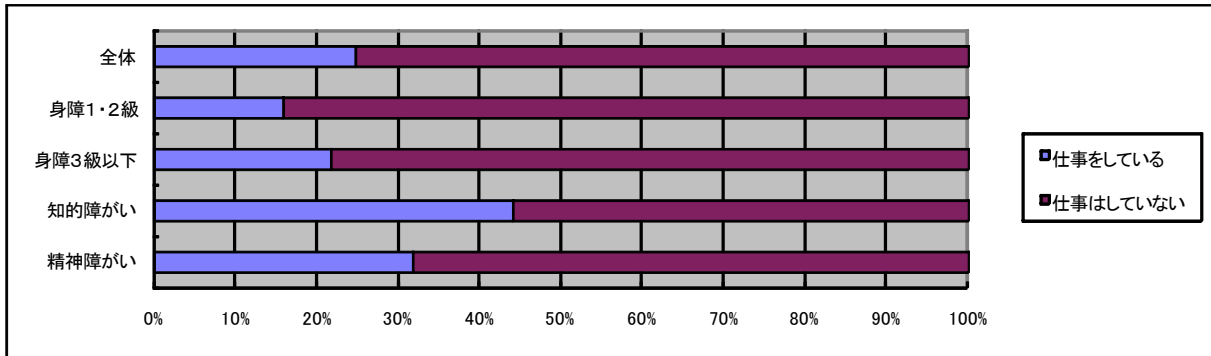
身体障がい者の雇用について

回答事業所140事業所のうち、雇用していると答えた事業所は17件と少なめでした。雇用していないが検討中と答えた事業所は24件で、雇用していないし今後も予定はなしと答えた事業所は115件と、全体の半数を大きく上回りました。



資料：平成19年度芦別市労働基本調査

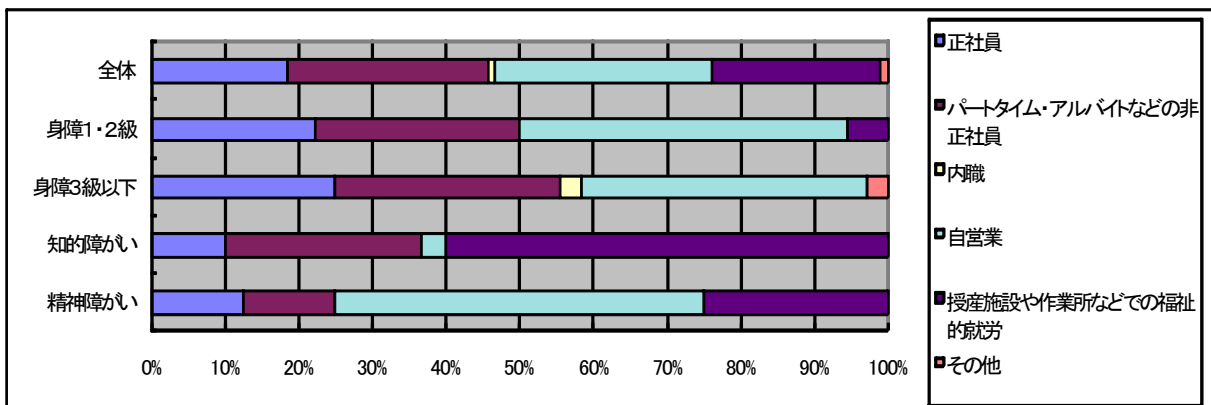
現在、仕事をしていますか



どのような形態で働いていますか

【単位:人】

選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
正社員	17	4	9	3	1
パートタイム・アルバイトなどの非正社員	25	5	11	8	1
内職	1	0	1	0	0
自営業	27	8	14	1	4
授産施設や作業所などでの福祉的就労	21	1	0	18	2
その他	1	0	1	0	0
合計	92	18	36	30	8



資料：障がい者へのアンケート調査より

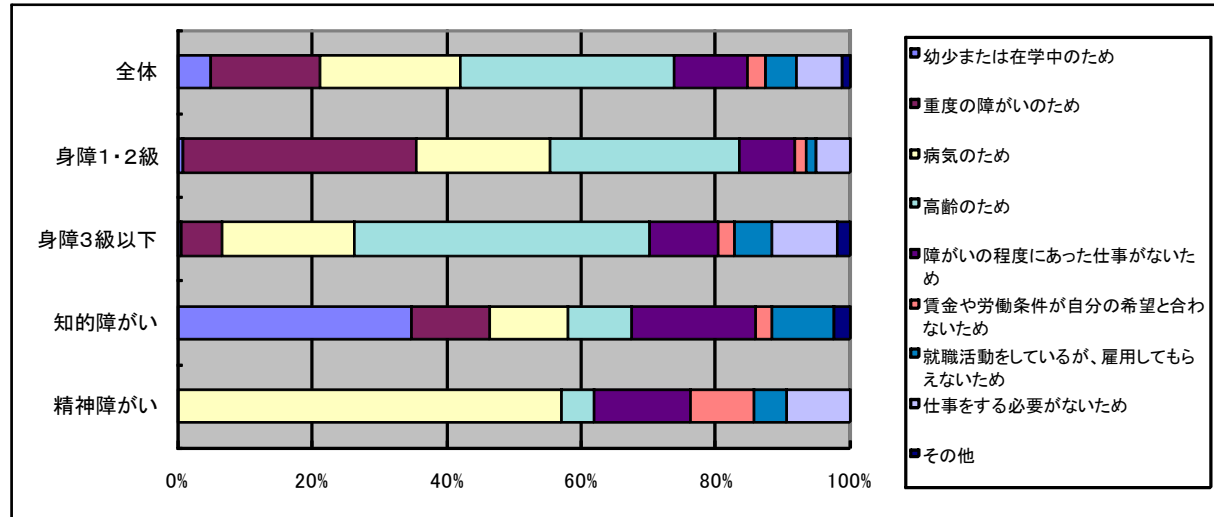
○現在仕事をしていないと回答した人は、仕事をしていると回答した人の3倍以上の数値でした。仕事をしている人の障がい別割合は、1・2級の身体障がいがある人は16%、3級以下の身体障がいがある人は22%、知的障がいのある人は44%、精神障がいのある人は32%という結果でした。

就労形態は、自営業が最も多く、次いでパートタイム・アルバイトなどの非正社員や、知的障がいのある人で特に割合が高い、授産施設や作業所などでの福祉的就労の回答が多い結果でした。

仕事をしていない理由は何ですか

【単位：人】

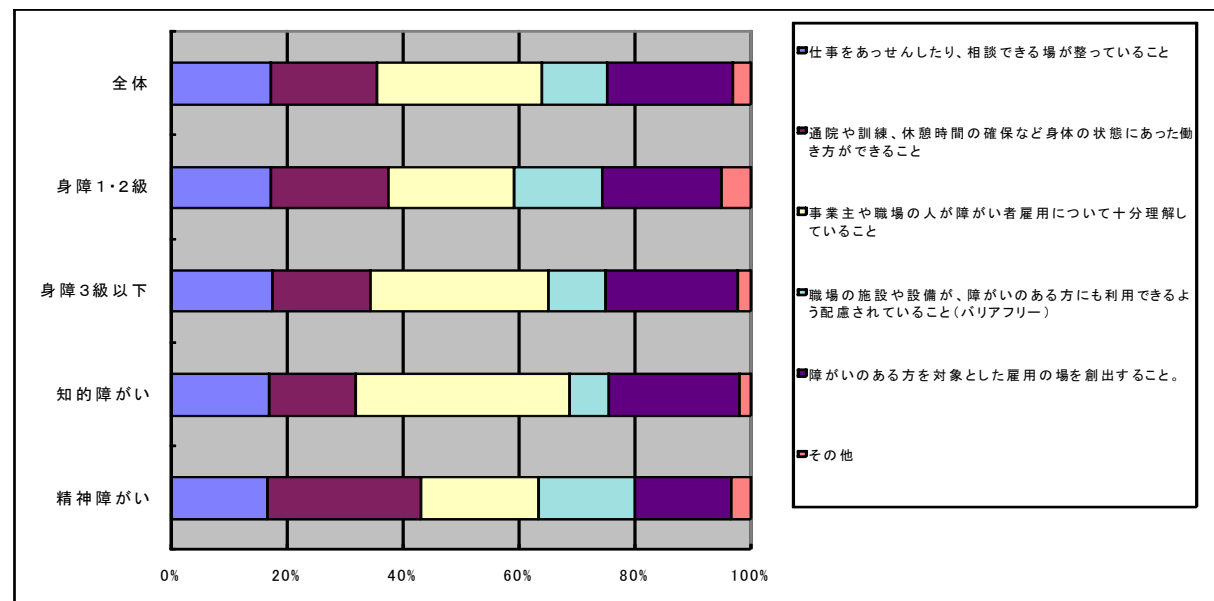
選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
幼少または在学中のため	17	1	1	15	0
重度の障がいのため	57	42	10	5	0
病気のため	73	24	32	5	12
高齢のため	111	34	72	4	1
障がいの程度にあった仕事がないため	38	10	17	8	3
賃金や労働条件が自分の希望と合わないため	9	2	4	1	2
就職活動をしているが、雇用してもらえないため	16	2	9	4	1
仕事をする必要がないため	24	6	16	0	2
その他	4	0	3	1	0
合計	349	121	164	43	21



障がいのある方が働くためには、どのような環境や条件が必要ですか

【単位：人】

選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
仕事をあつせんしたり、相談できる場が整っていること	83	27	33	18	5
通院や訓練、休憩時間の確保など身体の状態にあった働き方ができること	88	32	32	16	8
事業主や職場の人が障がい者雇用について十分理解していること	137	34	58	39	6
職場の施設や設備が、障がいのある方にも利用できるよう配慮されていること（バリアフリー）	55	24	19	7	5
障がいのある方を対象とした雇用の場を創出すること。	104	32	43	24	5
その他	15	8	4	2	1
合計	482	157	189	106	30



○仕事をしていない理由は、「高齢のため」や「重度の障がいのため」といった障がい状況に関する回答が最も多く、「障がい程度にあった仕事がない」、「就職活動をしているが、雇用してもらえない」など、働く意欲があるにも関わらず仕事がないという回答が次いで多い結果でした。

○障がいのある人が働くための環境や条件については、「事業主や職場の人が障がい者雇用について十分理解していること」が最も多く、「障がいのある方を対象とした雇用の場を創出すること」が次いで多い結果でした。その他、仕事の斡旋体制や相談体制の充実を求める回答も多く、記述回答には「就労や賃金など差別のない社会にしたい」といった意見もありました。

基本方針

障害者自立支援法により再編された施設・事業のサービス体系の下、雇用政策と連携を図りつつ、個々の意欲や適性を踏まえ、地域や企業・関係機関との連携を推進し就労実現のための支援体制の整備に努めます。

施策の方針

(1) 福祉的就労の促進

障がい者の障がい程度や希望等に合わせ、通所授産施設や就労継続事業、就労移行事業などの活用を促進します。

<主な事業>

- 就労継続事業等の利用促進
- 地域活動支援センターへの支援

(2) 一般就労への支援

就労を希望する方へ、適切な情報提供を行い、就労実現までの支援や、就労が継続されるよう雇用先への訪問など適切な支援が受けられるよう、「ハローワーク」や「就業・生活支援センター」及び各事業所と連携を図ります。

「5 就労支援」における用語解説

※1 ジョブコーチ

…障がい者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

※2 就労継続支援B型

…就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者を対象としている訓練等給付。一方、就労継続支援A型は雇用契約に基づく就労が可能な障がい者を対象としている。

6 社会参加

現状と課題

障がい者が、生活の質の向上や自己実現を図るためには、地域社会の一員として様々な社会活動に参加する機会が与えられなければなりません。

特に、まちづくり全般にわたって、総合的な障がい者施策を推進するためには、障がい者のニーズや意見を反映させることが大切であり、地域ではそうした機会を積極的に確保していく必要があります。町内会活動や社会参加のためには、施設の使いやすさや、道路の整備、参加しやすい環境づくり等が求められています。

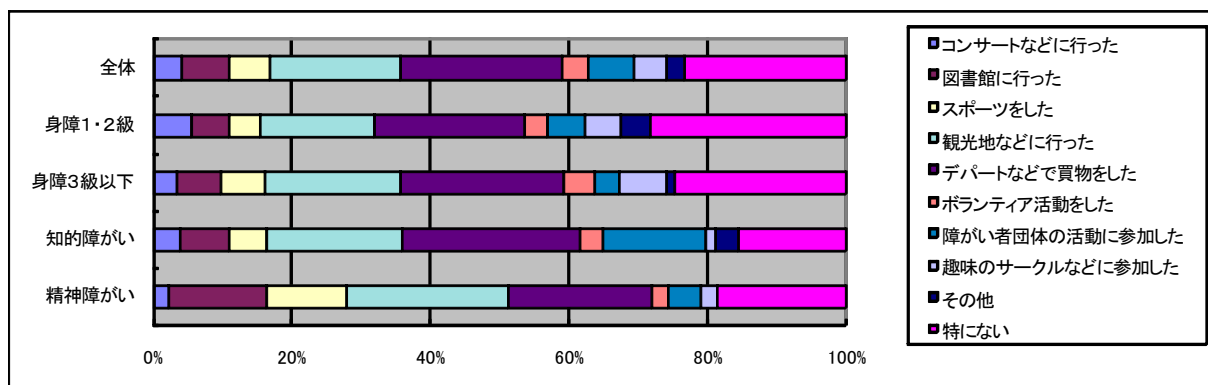
実行委員会方式で実施されるイベント「ふれあい広場」や、精神障がい者に対するボランティア団体が主催する「精神保健ボランティア講座」、全道・管内単位で行なわれる「障がい者スポーツ大会」などがありますが、障がいのある人が参加できる事業が不足しているのが現状であり、参加できる講座の充実、文化、スポーツ事業などの振興が求められています。

平成23年度に、芦別市で開催される「空知管内身体障がい者スポーツ大会」の成功に向けて、市や障がい者関係団体の協力が望まれます。

過去1年間に休日にはどのようなことをしましたか

【単位：人】

選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
コンサートなどに行った	24	10	8	5	1
図書館に行った	40	10	15	9	6
スポーツをした	35	8	15	7	5
観光地などに行った	111	30	46	25	10
デパートなどで買物をした	136	39	55	33	9
ボランティア活動をした	22	6	11	4	1
障がい者団体の活動に参加した	39	10	8	19	2
趣味のサークルなどに参加した	28	9	16	2	1
その他	15	8	3	4	0
特にない	137	51	58	20	8
合計	587	181	235	128	43

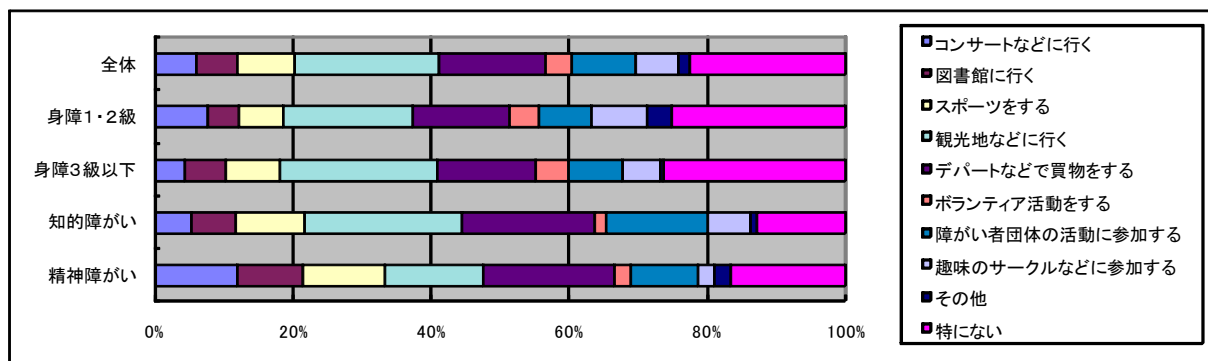


資料：障がい者へのアンケート調査より

今後どのようなことをしたいですか

【単位：人】

選択項目	全体	身障1・2級	身障3級以下	知的障がい	精神障がい
コンサートなどに行く	34	13	10	6	5
図書館に行く	33	8	14	7	4
スポーツをする	45	11	18	11	5
観光地などに行く	116	32	53	25	6
デパートなどで買物をする	86	24	33	21	8
ボランティア活動をする	21	7	11	2	1
障がい者団体の活動に参加する	51	13	18	16	4
趣味のサークルなどに参加する	35	14	13	7	1
その他	9	6	1	1	1
特にない	125	43	61	14	7
合計	555	171	232	110	42



資料：障がい者へのアンケート調査より

○アンケート調査では、過去1年間に休日にしたことは「デパートで買物をした」が最も多く、次いで「観光地などに行った」が多い結果でした。今後どのようなことをしたいかについても、上位は同様の結果でしたが、「障がい者団体の活動に参加する」や「趣味のサークルなどに参加する」といった希望も多い結果となりました。

基本方針

障がいのある人が、自立を目指す自覚を持ち、地域社会のあらゆる活動にそれぞれの能力を十分に発揮して、積極的に参画し生きがいを持って暮らすことができるよう、情報提供や社会参加の機会を確保するよう努めます。

施策の方向

(1) 社会参加の促進

① 各種サークル活動等の充実

障がいがあっても参加できる団体活動、サークル活動、文化活動等事業の情報提供に努めると共に、参加を支援します。

② ボランティア活動の促進

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、児童をはじめとして幅広い年齢層が障がい者疑似体験等を通じ、障がい者への理解を深める活動を支援します。

また、ボランティアが自主的に企画する講座などの実施を推進していきます。

<主な事業>

- 手話サークル活動支援事業
- ボランティア団体育成事業
(社会福祉協議会)



《手話を学ぶ中高生》

③ 障がい者団体への支援

障がいのある人が、自ら福祉向上に積極的に取り組む活動を通じて、社会参加を進めている各障がい者団体の活動を引き続き支援していきます。

<主な事業>

- ボランティア運営補助事業
- 身体障害者福祉協会交付金
- 精神障がい者地域活動支援事業所運営費助成事業
- 手をつなぐ育成会運営補助事業
- ボランティア活動支援事業 (精神障がい者回復者クラブ 亜志の会)

(2) スポーツ・文化活動の推進

① スポーツ活動

各種障がい者スポーツ大会への参加を支援します。

平成23年度本市で開催される「空知管内身体障がい者スポーツ大会」への積極的な参加と、各地域の人との交流を深めます。

② 施設、地域の各種行事への参加

障がいのある人が地域の行事に参加できる環境づくりや、障がいのある人が制作した作品の展示や販売により自立意識の向上に努めます。

<主な事業>

- 身体障がい者スポーツ大会参加助成事業
- ふれあい広場開催費助成事業



《ふれあい広場での作品即売会》

7 啓発・広報

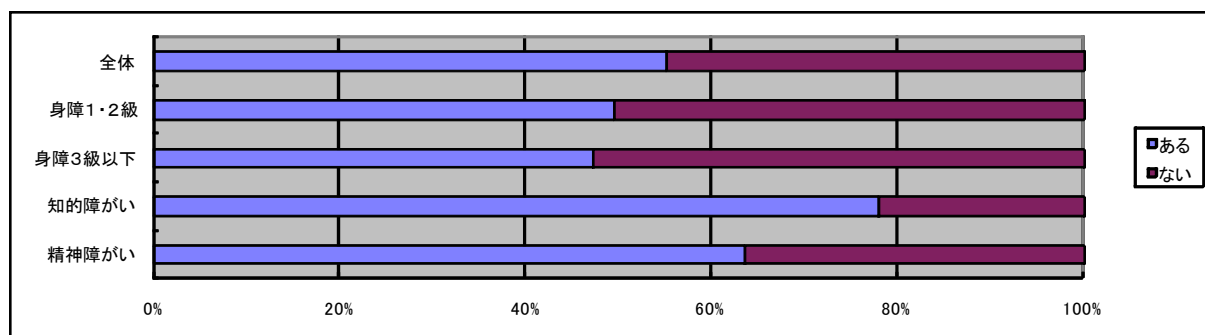
現状と課題

障がい者が、自ら積極的に社会活動に参加できる環境を構築するためには、市の福祉施策を地域に開かれたものにすることが必要です。

現代社会にあって、多くの情報に接する機会が増大し、障害者自立支援法の施行後、精神障がい者の自主活動グループの発足や、民生委員・児童委員（※1用語解説参照）協議会の障がい者部会などの熱心な活動等により、障がい者に対する理解は深められ、広がりが出てきたところですが、なお、障がい者を支える家族に対する支援や、福祉教育の推進など、情報提供による心のバリアフリーの実現に向けた事業推進が課題とされています。

ノーマライゼーション理念の着実な浸透がなされて久しいとされますが、障がい者に対する理解度は低く、障がい者に対する差別偏見をなくし、地域社会において障がいのある人とない人が共生できるよう、更なる啓蒙・啓発の必要性が課題となっています。

障がい者への差別偏見があると思いますか



資料：障がい者へのアンケート調査より

○身体障がいのある人は50%以上が、知的障がいのある人は80%近く、精神障がいのある人は約65%が、「差別偏見はある」という回答結果でした。障がいや障がい者に対する知識や理解が十分でない現状があります。

基本方針

障がいについての正しい知識の理解がされるよう、啓発活動の充実に努めます。

施策の方向

(1) 啓発活動の促進

① 広報事業

市広報やホームページ、社協だより等の情報媒体や、毎年12月の「障害者週間」(※2参照)等を活用して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発活動を推進します。

<主な事業>

● 広報発行事業

② 情報提供の充実

障がい者を抱える家族に対する啓発、雇用に対する企業等への啓発、さまざまな学習や活動への参加を促進する等、当事者や市民への情報提供を図ります。

(2) 地域福祉活動の促進

① ボランティア活動の促進

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターとの連携や各種ボランティア体験事業の充実に努め、障がい者への理解を深めます。

② NPO法人、社会福祉協議会との連携

NPO法人が運営する精神障がい者地域活動支援センターが、障害者福祉センター内に移転したところであり、今後も社会福祉協議会、身体障害者福祉協会等との交流や情報交換を推進します。

③ 地域との連携

障がい者が地域で自立した生活を送るため、地域の人々と当事者間の支え合い活動の実施に向けた体制づくりを支援します。

<主な事業>

● ボランティア体験事業 (社会福祉協議会)

● ふれあい広場の継続開催 (社会福祉協議会)

「7 啓発・広報」における用語解説

※1 民生委員・児童委員

…地域の中で、生活に困っている人、児童、障がい者、高齢者等のことで問題を抱えている人々に、相談・援助・情報提供を行う地域の奉仕者。

※2 障害者週間

…国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。1995年（平成7年）6月27日に、当時の総理府（現内閣府）障害者施策推進本部により12月3日から12月9日までに1週間と定められた。



《ボランティア体験事業》